

**JAS**  
**0013**

**日本農林規格**  
**JAPANESE AGRICULTURAL**  
**STANDARD**

---

**持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉**

**Chicken eggs and meat by sustainable system**

2020 年    3 月   17 日   制定

2025 年    8 月    6 日   改正

---

**農林水産省**

## 目 次

ページ

|     |                               |   |
|-----|-------------------------------|---|
| 1   | 適用範囲 .....                    | 1 |
| 2   | 引用規格 .....                    | 1 |
| 3   | 用語及び定義 .....                  | 1 |
| 4   | 原則 .....                      | 2 |
| 4.1 | 一般 .....                      | 2 |
| 4.2 | 国産資源活用の推進 .....               | 2 |
| 4.3 | 環境保全・資源循環に配慮した生産の推進 .....     | 2 |
| 4.4 | 快適性に配慮した卵用鶏・肉用鶏の飼育管理の推進 ..... | 2 |
| 4.5 | 労働安全の確保及び適切な労働環境の提供の推進 .....  | 2 |
| 4.6 | 鶏卵・鶏肉の安全性の維持 .....            | 2 |
| 5   | 要求事項 .....                    | 3 |
| 5.1 | 一般 .....                      | 3 |
| 5.2 | 国産鶏種の利用 .....                 | 3 |
| 5.3 | 国産飼料用米の利用 .....               | 3 |
| 5.4 | アニマルウェルフェアへの配慮 .....          | 3 |
| 5.5 | 周辺環境への配慮 .....                | 4 |
| 5.6 | 家畜排せつ物の利用 .....               | 4 |
| 5.7 | 防疫管理 .....                    | 4 |
| 5.8 | 従事者及び入場者の衛生管理 .....           | 4 |
| 5.9 | 従事者の安全衛生及び労務管理 .....          | 5 |

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する第4条第1項の規定に基づき、国産鶏普及協議会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0013:2020**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。



# 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

## Chicken eggs and meat by sustainable system

### 1 適用範囲

この規格は、持続可能性に配慮した生産行程による鶏卵・鶏肉について規定する。

### 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

この規格の要求事項を満たす鶏卵・鶏肉

**注釈 1** 鶏卵は、殻付きのものに限る。

**注釈 2** 鶏肉には、ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。以下同じ。）、すなぎも（すじなしを含む。以下同じ。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）、がら及び足を含む。

#### 3.2

##### 飼料

鶏卵を生産する卵用鶏及び鶏肉を生産する肉用鶏の栄養に供することを目的として使用されるもの

#### 3.3

##### 生産履歴

鶏卵・鶏肉の生産に用いられる素びなの管理が開始された時点から、鶏卵・鶏肉として出荷されるまでの生産行程に関する情報

#### 3.4

##### 生産ロット

同一の生産履歴に関連付けられる卵用鶏、肉用鶏及びそれらから生産された鶏卵・鶏肉を識別するための単位

#### 3.5

##### 国産飼料用米

飼料のうち、国内で生産された米

**注釈 1** 備蓄米等であって飼料の用に供された米が含まれる。

### 3.6

#### 国産飼料用米割合

飼料の重量に占める国産飼料用米の重量の割合

### 3.7

#### 国産鶏種

国内での育種改良によって、外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏

## 4 原則

### 4.1 一般

4.2～4.6 に示す持続可能性への配慮における原則は、**箇条 5** に規定する要求事項の基礎であり、要求事項ではない。これらの原則は、意思決定を行う必要がある場合の指針として適用することが望ましい。

### 4.2 国産資源活用の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 外国鶏種からの国産鶏種への移行
- － 国内の飼料資源（飼料用米、農場残さ、未利用地等）の活用

### 4.3 環境保全・資源循環に配慮した生産の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 鶏ふんの適切な処理や利用
- － 自給飼料生産（飼料に用いる飼料用米生産への鶏ふん還元等）
- － 施設周辺への騒音、悪臭等の低減
- － 二酸化炭素の排出量の低減
- － 廃プラスチック等の廃棄物の適切な処理

### 4.4 快適性に配慮した卵用鶏・肉用鶏の飼育管理の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 卵用鶏・肉用鶏の健康状態を把握するための日々の観察や記録
- － 良質な飼料や水の給与

### 4.5 労働安全の確保及び適切な労働環境の提供の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 安全な作業の遂行上必要な作業衣や保護具の着用
- － 危険箇所等を示す表示板等の設置等による作業環境の改善
- － 農薬、燃料等の適切な管理
- － 児童労働、強制労働、差別等の禁止

### 4.6 鶏卵・鶏肉の安全性の維持

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 適切な衛生管理

- ー 安全な飼料の給与
- ー 家きんサルモネラ感染症の発生予防
- ー 動物用医薬品の適切な使用

## 5 要求事項

### 5.1 一般

#### 5.1.1 卵用鶏・鶏卵の区分管理

**5.1.1.1** 卵用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間、他の生産ロットの卵用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

**5.1.1.2** 鶏卵は、卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏卵をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

#### 5.1.2 肉用鶏・鶏肉の区分管理

**5.1.2.1** 肉用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間、他の生産ロットの肉用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの肉用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

**5.1.2.2** 鶏肉は、食鳥処理から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏肉をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

### 5.2 国産鶏種の利用

鶏卵・鶏肉は、国産鶏種の素びなを利用して生産されなければならない。

### 5.3 国産飼料用米の利用

#### 5.3.1 卵用鶏に給与される飼料

産卵前の 10 日間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5%以上でなければならない。

#### 5.3.2 肉用鶏に給与される飼料

ふ化後 28 日齢から食鳥処理までの間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5%以上でなければならない。

### 5.4 アニマルウェルフェアへの配慮

**5.4.1** アニマルウェルフェアの考え方にに基づき、卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。

**注記** アニマルウェルフェアへの取組については、卵用鶏にあっては“採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1066 号。農林水産省畜産局制定）”，肉用鶏にあっては“ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1067 号。農林水産省畜産局制定）”を参

考とすることが考えられる。

**5.4.2** 卵用鶏・肉用鶏の輸送に当たっては、アニマルウェルフェアに配慮するとともに、卵用鶏・肉用鶏の衛生管理及び安全の保持並びに卵用鶏・肉用鶏による事故の防止に努めなければならない。

## **5.5 周辺環境への配慮**

**5.5.1** 卵用鶏・肉用鶏の鶏舎の周辺住民等に対して騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等に配慮しなければならない。

**5.5.2** 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、省エネルギーの取組及び温室効果ガスである二酸化炭素の発生抑制に努めなければならない。

**5.5.3** 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法令、悪臭防止に関する法令並びに水質汚濁防止に関する法令に従い処分しなければならない。

**5.5.4** 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は、次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。

- a) 床、覆い、側壁又は貯留槽に鶏ふんが飛散又は流出するような破損がないこと。
- b) 送風装置、かくはん装置等を設置している場合は、当該装置が故障していないこと。

## **5.6 家畜排せつ物の利用**

卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければならない。

**注記** 肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用には、次の方法が含まれるが、これらに限らない。

- － 堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用
- － 焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）
- － メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用

## **5.7 防疫管理**

**5.7.1** 鶏舎内への、昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防に努めなければならない。

**5.7.2** 動物用医薬品は投薬指示書（処方箋）に従い使用しなければならない。

**5.7.3** ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策に取り組まなければならない。

**5.7.4** 動物用医薬品の保管に当たっては、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管することとしなければならない。

**5.7.5** 有害動物を駆除する場合は、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及ばない方法で実施しなければならない。

## **5.8 従事者及び入場者の衛生管理**

**5.8.1** 従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に対して、生産した鶏卵・鶏肉を通じ消費者若しくは鶏に感染する可能性がある疾病に罹患している、又はその疑いがあることについて、従事又は入場する前に報告を求めなければならない。当該報告を受けた場合は、該当する者に対して、従事並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場を禁止、又は対策を講じた上で許可しなければならない。

**5.8.2** 次の事項について、従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に周知徹底を図り、実施させることとしなければならない。

- a) 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用
- b) 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
- c) 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ
- d) 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
- e) トイレ利用の手順

**5.8.3** 鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場内において喫煙又は飲食をする場合は、卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響がないよう対策を講じなければならない。

## **5.9 従事者の安全衛生及び労務管理**

### **5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供**

次の事項を実施しなければならない。

- a) 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること。
- b) 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること。
- c) 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること。
- d) 労働災害について記録し、是正処置を講ずること。

### **5.9.2 児童労働、強制労働、差別等の禁止**

**5.9.2.1** 児童労働を禁止しなければならない。ただし、家族労働における手伝いの範ちゅうに属するものを除く。

**5.9.2.2** 雇用開始時に被雇用者のパスポート又は運転免許証その他の身分証明書の原本を引き渡すよう要求してはならない。

**5.9.2.3** 雇用終了時に被雇用者の給料、財産及び便益の一部を差し引くことを禁止しなければならない。

**5.9.2.4** いかなる場合においても性別、年齢、人種、出身地域等による差別的な扱いを禁止するとともに、ハラスメント行為に対する対応システムを構築しなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和 2 年 3 月 17 日農林水産省告示第 509 号

最終改正 令和 7 年 8 月 6 日農林水産省告示第 1187 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 7 年 8 月 6 日農林水産省告示第 1187 号

令和 7 年 9 月 5 日から施行する。